

紀美野町第4回定例会会議録

平成24年12月14日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成24年12月14日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第3号））
- 第 2 議案第78号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 3 議案第79号 紀美野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 4 議案第80号 紀美野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第81号 紀美野町水道の布設工事監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 第 6 議案第82号 紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について
- 第 7 議案第83号 紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第84号 紀美野町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第85号 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第86号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第87号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第88号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第89号 海南海草老人福祉施設事務組合理約の変更について
- 第14 議案第90号 国民健康保険野上厚生病院組合理約の変更について
- 第15 議案第91号 紀美野町道路線の認定について
- 第16 議案第92号 教育委員会委員の任命の同意について

- 第 17 議案第 93 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 18 議案第 94 号 平成 24 年度紀美野町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 19 議案第 95 号 平成 24 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 20 議案第 96 号 平成 24 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 21 議案第 97 号 平成 24 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 22 議案第 98 号 平成 24 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 23 議案第 99 号 平成 24 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 24 発委第 1 号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 25 発委第 2 号 紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 26 議員派遣について
- 第 27 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第 28 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第 29 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 29 まで

○議員定数 14 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	小 椋 孝 一 君
5 番	北 道 勝 彦 君

6 番 向井中 洋 二 君
 7 番 上 北 よしえ 君
 8 番 伊 都 堅 仁 君
 9 番 仲 尾 元 雄 君
 1 0 番 松 尾 紘 紀 君
 1 2 番 美 野 勝 男 君
 1 3 番 美 濃 良 和 君
 1 4 番 加 納 国 孝 君

○欠席議員

1 1 番 杉 野 米 三 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
保健福祉課長	山 本 倉 造 君
産 業 課 長	岩 田 貞 二 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生涯学習課長	尾 花 延 弥 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	温 井 秀 行 君

地籍調査課長 前 野 忠 弘 君
美里支所長 西 敏 明 君
国体推進課長 南 秀 秋 君
代表監査委員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（加納国孝君） 杉野議員から欠席届が出ていますので、報告します。

規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（加納国孝君） 執行部から、議案の訂正の申し出がありますので、これを許します。

保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、おわびさせていただきますとともに、議案書の訂正をお願いいたします。

配付させていただいております文面のとおりでございますが、先日説明申し上げましたページ42、議案第89号におきまして、表題及び提案理由中、海南海草老人福祉施設組合規約とすべきところを、組合が抜け落ちていました。表題及び提案理由中の海南海草老人福祉施設事務の後ろへ組合という文言の挿入をお願いいたします。

大変御迷惑をおかけいたして申しわけございませんでした。訂正、よろしくお願い申し上げます。

（保健福祉課長 山本倉造君 降壇）

○議長（加納国孝君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第3号））

○議長（加納国孝君） 日程第1、議案第77号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第77号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第７７号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７７号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第２　議案第７８号　紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（加納国孝君）　日程第２、議案第７８号、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで質疑を終わります。

これから議案第７８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第７８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７８号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第７９号　紀美野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める

条例の制定について

○議長（加納国孝君） 日程第３、議案第７９号、紀美野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第７９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第７９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第８０号 紀美野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

○議長（加納国孝君） 日程第４、議案第８０号、紀美野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

３番、田代哲郎君。

（３番 田代哲郎君 登壇）

○３番（田代哲郎君） 第３条の法第７８条の２第４項第１号及び法第１１５条の１２第２項第１号の条例で定める者は、法人とするという規定ですが、どのような法人を指すのか。

例えば、ＮＰＯのようなものでもいいということなのか、お伺いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 法人とはどのようなものかということでございますが、法律上、法人とされてますので、法人は全て該当するものと考えています。NPO法人も法人。社会福祉法人等という考えです。NPO法人も、法人であるならば法人ということになると思います。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長(加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第80号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第81号 紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

○議長(加納国孝君) 日程第5、議案第81号、紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

4番、小椋孝一君。

(4番 小椋孝一君 登壇)

○4番(小椋孝一君) 提案理由ですけれども、地域の自主性に云々ということで、

水道管理者の資格基準を整備したいので、本条例を制定するものであるということなんですけども、これはもうちょっと説明を私聞き漏らしたのかもわかりませんが、布設工事の監督者及び水道技術管理者に関する条例ということで、職員が資格を取るように解釈をしたらいいのか。もうちょっと詳しく説明を求めたいと思います。

(4 番 小棕孝一君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 水道課長、温井君。

(水道課長 温井秀行君 登壇)

○水道課長 (温井秀行君) 小棕議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

私も説明不足だったのかもわかりません。御容赦をお願いいたしたいと思います。

この件につきましては、提案理由でも述べさせていただいております。制定の理由は、地域の自主性云々という長い法律でございますが、整備法の施行、それから水道法の一部改正に伴いまして、水道法で規定されている、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事の基準及び布設工事監督者の資格基準、それから水道技術管理者の資格基準を条例で定めるとされたことによるものでございます。

おっしゃられました、職員も資格の基準に入っております。

以上、よろしく御理解を申し上げます。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 4 番、小棕孝一君。

○4 番 (小棕孝一君) そうすると、布設工事の監督の資格、そしてまた、今も多分、資格を持ってないと本管の資格というか、触れないんだろうと思うんですけども、法律の解釈の中で、同じですけども若干、水道法の法律が変わったためにこれを出したという解釈でよろしいのかな。

○議長 (加納国孝君) 水道課長、温井君。

○水道課長 (温井秀行君) 2 回目の御質疑にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおりの内容と私も解釈をいたしております。

○議長 (加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

13 番、美濃良和君。

(13 番 美濃良和君 登壇)

○13 番 (美濃良和君) この法律と、それから条例化ということなんでしょうけれども、これによっていろいろと、例えば第4条の辺でも変わるところもありますけれ

ども、これによって現在の業者等で参加ができないとか、そういうようなところのものはあるのか、ないのか。その辺だけお伺いしておきたいと思います。

(1 3 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 水道課長、温井君。

(水道課長 温井秀行君 登壇)

○水道課長 (温井秀行君) 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

この条例の施行によりまして、業者の方々の参加の件でございますが、従来、紀美野町の水道工事におきましては、指定業者ということでさせていただいております。全て資格を持たれた方がいらっしゃいますので、資格を持たれた方は、従来どおり。また、この条例が施行されましても、工事等による判断的なものは同様でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

7 番、上北よしえ君。

(7 番 上北よしえ君 登壇)

○ 7 番 (上北よしえ君) 水道管理技術者は、全ての各工事、件数に 1 人つくものと思いますが、幾らかの金額の基準がありまして、2,500 万円までだったら 1 人、2,500 万円以上だったら 1 カ所しか持てないとかという基準があるものですか。基準なしに幾つもの現場を監督できるというものでしょうか、お答え願います。

(7 番 上北よしえ君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 水道課長、温井君。

(水道課長 温井秀行君 登壇)

○水道課長 (温井秀行君) 上北議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

2,500 万円の道路工事の基準ということでございます。もちろん、主任技術者の方、資格を持たれた方が工事を行うということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

失礼しました。その方が専任をされるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時19分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時21分)

○議長（加納国孝君） 水道課長、温井君。

○水道課長（温井秀行君） 大変失礼をいたしました。御答弁をさせていただきます。

おっしゃられますように、2,500万円以上であれば、1人技術管理者を置くということになっているようでございます。この条例につきましては、金額的なことは定めてございませんが、水道工事に関して、布設工事監督者、それから町の水道技術管理者が工事の内容を監督するという意味合いの条例でございますので、金額的にはこちらのほうは定めてございませんが、もし大きな工事になれば、そういうふう準じていくことになるかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時23分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時24分)

○議長（加納国孝君） 水道課長、温井君。

○水道課長（温井秀行君） 大変申しわけございません。私の説明不足だったのかもわかりません。

この条例につきましては、布設工事監督者、そして並びに技術管理者につきましては、職員が行う旨の条例の内容でございますので、議員おっしゃられます、業者サイドという内容の。私の説明が不足だったことをおわび申し上げます。

職員が行う水道工事の技術管理者、並びに布設工事監督者の条例の制定内容でござい

ますので、改めて御理解をいただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 7番、上北よしえ君。

○7番（上北よしえ君） すいません。もう一度ちょっと念を押しておきたいと思うんですが、職員の技術者の資格の制定であって、業者ではないということです。それでよろしいんですね。

○議長（加納国孝君） 水道課長、温井君。

○水道課長（温井秀行君） おっしゃられるとおりでございます。大変説明が不足しておりましたことをおわび申し上げて、再度御理解を賜りたいと思います。おっしゃられるとおりでございます。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第81号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第82号 紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第6、議案第82号、紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第８２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第８２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８２号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第８３号 紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第７、議案第８３号 紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第８３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第８３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８３号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第８４号 紀美野町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第８、議案第８４号、紀美野町災害対策本部条例の一

部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで質疑を終わります。

これから議案第８４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第８４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８４号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第８５号　紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（加納国孝君）　日程第９、議案第８５号、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで質疑を終わります。

これから議案第８５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第８５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第86号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第10、議案第86号、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第86号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第87号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第11、議案第87号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 1点だけお伺いいたします。

この条例を制定するに当たって、何らかの設備の改修とか追加、改築とかということがあるのかどうか。今のキャンプ場をそのままということなのか、その辺についてお伺いします。

以上です。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) 生石高原の条例改正に伴って、何か工事等が必要かということだと思います。

区画割等は必要だと思います。それも簡単な方法でやりたいと思いますので、ピンで区画を決めていくというような形のことをやりたいと思っております。

以上です。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

9 番、仲尾元雄君。

(9 番 仲尾元雄君 登壇)

○9 番 (仲尾元雄君) 結局、指定管理者に家を貸して運営していただいているんですけども、この収入はどこに入るのか。今、6 条、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとするのとありますのと、第 8 条に、町長に納付しなければならないということになってるんですけども、この利用料金がどこの収入になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

(9 番 仲尾元雄君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 産業課長、岩田君。

○産業課長 (岩田貞二君) キャンプで得た収入はどこへ行くのかということであります。

収入は、NPO 法人が最終収入となります。管理運営資金となります。

よろしくお願いします。

指定管理者の運営資金となります。よろしくお願いします。

○議長 (加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第 87 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第88号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第12、議案第88号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第88号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第89号 海南海草老人福祉施設事務組合理約の変更について

○議長(加納国孝君) 日程第13、議案第89号、海南海草老人福祉施設事務組合理約の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番 (田代哲郎君) 1 点だけ確認させてください。

この規約中に記載されている法律の名前が変わるだけということで、利用者の処遇に影響はないということでしょうか。そのところだけちょっと確認させてください。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 規約中の法律名が変わるということだけでございます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

13 番、美濃良和君。

(13 番 美濃良和君 登壇)

○13 番 (美濃良和君) 今、田代議員の質疑もあったんですけれども、1 点確認させてください。

第3条第2号中のこの部分なんですけど、障害者自立支援法に係るいろいろとありましたよね、改正をするべきではないかということで。そういうふうなことの中で、改正がされていくんかと思ったら余りされなくて、こういうふうな法律になってきてるんじゃないかと思いますが、中身等もそうなんですけど、今後の問題等も含めて、障害者にとって不利になることはないのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

(13 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) この法律改正につきまして、詳細には資料等を持ってないんですが、この法律によって今まで以上に不利になるということはないと考えています。法律制定に当たって、いろいろな意見が出たということは承知しておりますが、その過程で反映できる範囲の中で反映されてきていると考えております。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第８９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第８９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第９０号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について

○議長（加納国孝君） 日程第１４、議案第９０号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第９０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第９０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 91 号 紀美野町道路線の認定について

○議長（加納国孝君） 日程第 15、議案第 91 号、紀美野町道路線の認定について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第 91 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 92 号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（加納国孝君） 日程第 16、議案第 92 号、教育委員会委員の任命の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第 92 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第９２号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって、議案第９２号、教育委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第１７ 議案第９３号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（加納国孝君） 日程第１７、議案第９３号、人権擁護委員候補者の推薦について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第９３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第９３、人権擁護委員候補者の推薦の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって、議案第９３号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、同意することに決定しました。

◎日程第１８ 議案第９４号 平成２４年度紀美野町一般会計補正予算（第４号）について

○議長（加納国孝君） 日程第１８、議案第９４号 平成２４年度紀美野町一般会計補正予算（第４号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番 (田代哲郎君) 歳出で、1 款、総務費、59 ページです。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、5 目の企画費で、19 節、負担金補助及び交付金、ふるさとまちづくり応援基金活用事業補助金ということで400 万円計上されています。説明もあったんですが、もう少し具体的な事業内容について説明をお願いします。

3 款、民生費は、60 ページです。1 項、社会福祉費、3 目、老人福祉費、19 節、負担金補助及び交付金で、地域支え合い連携体制構築事業補助金、707 万2,000 円を計上されています。これも具体的な事業内容について説明をお願いします。

それから、61 ページの2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費、13 節、委託料で児童虐待防止普及啓発事業委託料、363 万円の計上ですが、事業の具体的なこれも内容の説明をお願いいたします。

同じ61 ページで、4 款、衛生費、2 項、清掃費、1 目、清掃総務費、19 節、負担金補助及び交付金で、紀の海広域施設組合負担金、517 万5,000 円の計上ですが、この具体的な内容についても、負担の内容についてお伺いします。

64 ページで教育費、9 款、教育費の4 項、社会教育費、9 目、文化センター管理運営費で、7 節、賃金ということで臨時雇用の67 万9,000 円が計上されていますが、この臨時雇用内容について説明をお願いします。

11 款、公債費は65 ページです。11 款、公債費、1 項、公債費、1 目、元金、23 節、償還金利子及び割引料で長期債元金、3 億2,831 万2,000 円の計上ですが、償還後の公債残高がどの程度になるのか、それをお伺いします。

以上です。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長 (増谷守哉君) それでは、私から、田代議員の議案書の59 ページ、2 款、1 項、5 目、企画費の19 節、ふるさとまちづくり応援基金活用事業補助金400 万円の具体的な内容についてということでございます。それでは説明させていただきます。

ふるさとまちづくり応援基金活用事業につきましては、紀美野町を愛する人々からの応援基金により、積み立てられた基金を活用して、個性あるふるさとづくりに資する事業を行うものでございます。

なお、この基金の運用に当たっては、応援基金条例の第5条にも規定されているとおり、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならないものと規定されております。今回の補正で計上しております400万円につきましては、ことしの2月に西野地区に縁のある方から、西野地区の住民のために寄附金を活用してほしいということで、400万円という多額の寄附をいただきました。

このため、寄附者の意向を十分反映するよう、西野地区と事業等について調整をさせていただきました。この結果、西野地区の住民の方々が主体となって活動できる拠点として、西野集会所の近くに東小屋風の地域の方々が集えるコミュニティ施設、これは面積的には90平米ほどになると思います。これを整備したいということで、地区のほうから、この事業に使いたいということで要望書を提出していただいております。

この400万円につきましては、建設費用の補助ということで、当事業を行うものでございます。

以上であります。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 私から、60ページの老人福祉費中の地域支えあい連携体制構築事業補助金につきまして、具体的な事業の説明ということでございますので、説明させていただきます。

この補助金は、県の補助金を受けて行うものでございます。地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを図るため、地域支え合い体制づくり事業を実施する者に対して、県の地域支えあい連携体制構築事業補助金を利用して補助を行うものでございまして、具体的には、吉見地区と西野地区、二つの団体に対して行うものでございます。

事業といたしましては、拠点づくり、日常的に集える場所の整備ということと、そこでの活動補助ということでございます。団体といたしましては、地域の人々が自主的につくっていただいて、積極的に地域の問題を解決していこうという趣旨を持って活動されている方々でございまして、それぞれの地域にとって必要な事業であると判断いたし

まして、補助をすることといたしました。

以上です。

もう一つですが、60ページの児童虐待防止普及啓発事業でございます。これも県の地域子育て特別支援事業という補助金を得まして、地域社会全体で虐待の未然防止や早期発見、早期対応が図れるよう、住民一人一人が虐待問題についての理解を深めるとともに、関係団体や地域住民の協力のもと、虐待の根絶を目指すという事業目的によりまして、りら創造芸術学園へ児童虐待に関する演劇と基調講演をお願いするものでございます。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長（牛居秀行君） 議案書の61ページ、4款、衛生費、2項、清掃費、1目、清掃総務費の中の紀の海広域施設組合負担金の517万5,000円の増額についての具体的な内訳ということでございます。

これにつきましては、ごみ処理工場建設に伴い、その調整池からの放流水路がございまして、その工事費の増額といたしまして、工事費全体で3,300万円の増額となっております。

それから、その水路工の用地費といたしまして、1,791万4,000円が用地費の増額となっております。

それから、搬入路であります、これは進入路と別に搬入路というものがあるわけがありますけれども、調月三和線の測量設計業務委託料として、紀の川市にその一部を負担するということで負担金が90万円。この合計5,181万4,000円でございます。そこから、本年度、予備費を152万4,000円減額しておりますので、結果としては不足額が5,029万円となったものでございます。その5,029万円に紀美野町の負担割合であります10.29%を掛けまして、517万5,000円の負担金の増額となったものでございます。

以上でございます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（加納国孝君） 生涯学習課長、尾花君。

(生涯学習課長 尾花延弥君 登壇)

○生涯学習課長(尾花延弥君) 私から、64ページの9款、4項、9目の賃金67万9,000円の件ですが、10月の職員の人事異動に伴いまして、臨時の職員雇用の賃金でございます。

(生涯学習課長 尾花延弥君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 65ページの公債費の関係で、繰り上げ償還を行うわけでございますけれども、その公債費の残高でございます。行った後は、101億8,000万円と、こういう形でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

10番、松尾紘紀君。

(10番 松尾紘紀君 登壇)

○10番(松尾紘紀君) 1件お伺いします。

ページ63、教育費で下神野小学校高圧低圧電気設備ということで562万円上がっていますが、先日、全協で若干現状のワット数から100キロワットが必要ということだったんですが、前回、什器について設備するときに、それだけで済むかということを知ったら、そのまま附带工事並びにこういう電気工事のことは不要やということで答弁していただいているんですが、その件についてお伺いします。

(10番 松尾紘紀君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長(中尾隆司君) 松尾議員の御質疑にお答えしたいと思います。

今回の高圧低圧の電気設備の改修工事の関係では、先般の全協での説明の中でも触れさせていただきました、説明させていただきましたように、給食室の機器の改修等々によります関係もございまして、それによって中学校給食をやっていこうということで始まった事業でございます。

その中で、機器の改修に伴う電気量の増加については、機器の改修に当たる増加分についての設計で、見ていただいた業者の中では行けるという判断で私ども聞いておりま

して、その中で工事をやったわけなんでございます。

ところが、下神野小学校自体、建設から十五、六年たっており、いろんな面でプラスされた機器がございますので、その後、再調査をして、今後、学校等の改修等も必要なときに、そういう容量が大丈夫かなということのために再調査を行いました。その結果、先般説明させていただきましたように、トランス変圧器の基準をオーバーするような、一斉に使ったらそういうようになるというような計算上の問題なんですけども、そういうことで今回、機器、受電設備のオーバーすることから、受電設備の改修をしたということで、補正で計上させていただきましたということで御理解いただきたいと思います。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 10番、松尾紘紀君。

○10番 (松尾紘紀君) 前回、この什器等を搬入するについて、担当課から、その什器に携わる工事等は無用ということで、ただ搬入だけで済むということだったんですが、今の話ですと、当初からそういうことがわかってた、電気の容量なんかですよ、いろいろ使うことによって。搬入するいろいろな什器が多々あると思います。その中で、それをそれじゃあ、こういうものを入れるという専門的な方に委託をして、そしてその什器を見積もりされたのか、または、そういう類いのコンサルで参考に聞いて、給食用の設備が必要だということになれば、そのときにはもう既にこれだけの容量云々が要るということがわかってたと思います。しかし、そのときは聞いたら、搬入だけで済むんですということだったんです。そして今回、電気の容量が足らんから、562万円も補正で上がってきてるんです。

そうすると、そのときの担当課としたら、什器に対する業者間なり、またはいろいろな方とどういような話ができてたのかですね。それでないと、今後、例えばある品物を入れます。それは搬入だけで十分使えますと。そこでは、その場では通り抜けて、後日またこういうように、いや、入れたんですが、やはり何かの不都合でこういう工事が必要やということになれば、何のための担当課や、下神野小学校にせよ、敷設することをどこまで協議されて、この金額が上がってきているのか、もう一つははっきりわからないんですが、再度、そこらあたりの専門的に什器屋と担当課との間でどのような話がされたのか伺います。

○議長 (加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長 (中尾隆司君) 今回の下神野小学校の給食室の改修につきまして

は、厨房機器の改修というんですか、入れかえ、また新たな物を入れるということで業者、コンサルというんですか、設計をしていただきました。

その中で、新たな機器に対する電気容量と入れかえ部分ということで、計算していただいております。

ただ、業者の試算の中に、学校全体というんですか、そういう部分がどこまで反映していただいたかなというのが、ちょっと今になって気になることはあるんですけども、当時の動力部分のトランスが75キロワットというトランスを据えてますんで、今既に使っている動力部分では30キロワット前後という解釈のもとで、今回、プラスが40キロ前後というような解釈で設計をしてもらっております。

ただ、先ほどもちょっと説明の中で、そういう年数の中でふえてきた部分というのが、その部分が厨房機器の設計に対して総合的な小学校全体の容量の中で抜けてた部分があったかなということで、再調査した中で出てきた部分なんですけども、そういう形になっておりますので、議員言われるように、最初からもう少しそういう全般的な調査をもとに、厨房及び学校全体のそういう電気設備を総合的に考えた上での設計が必要であったかなというふうについては、今思っているところでございますので、この補正計上をさせていただいた上で、学校給食が事業上でうまく運営できるかなということで御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（加納国孝君） 10番、松尾紘紀君。

○10番（松尾紘紀君） そうすると、当初から什器等々の搬入をするときに、電気の容量が不足ということが既にわかってながら搬入、そして、そのときは現状のままできるということであって、そして、什器を搬入して始動するについては、これだけの費用が要るよということだったということで、そして今、課長から言われたように、10数年たっているということならば、なおかつ搬入するときには、そういうこと、一番大事なことが検討されなかったということで、そこらあたりはそれでないと、ほかのことであってでも、当初はこうであったんですが、入れてみると不具合が出て、使用できないと。

そうすると、その什器等々の専門的な方と担当課と、何が根拠で、どうして什器等を使用できるようにするのか、その当初ですよ。しかし、設備してみたらできないと。これ、どう考えてもその当時の担当課のほうで真剣に、給食のことは大事ですよ。しかし、もっと専門業者なり、またコンサルなり、いろいろな検討する場があると思うんですが、

私はなぜ言うかという、そのときはただ搬入するだけで、現状で使えるんですよという答弁だったんで、だから聞いてるんです。

ところが今、課長からそういういろいろな話を聞くと、甘かったとか、10数年たってどうこうという話だったんですが、10数年というのは初めからわかってることでしょう。だから、こういうことは、金額も562万円と高額ですが、これは電気工事屋に入札ですか。

それと、再度になりますが、その経緯です。専門家なり、そういう電気量の不足についての協議を過去に何回もこの数字が上がってくるのにされたのかお伺いします。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 松尾議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思います。

議員、疑問に思われることはもっともだと思うんですが、作業手順で行きますと、稼働が可能です。ちゃんとできます、什器はね。

ただ、こうした小学校ということがございますので、子供たちの安全面をより安全なように、安全面を考えて、そしてこの際、これも補強、補修をしていこうということで提案をさせていただいておりますので、一般の建物ではなしに、子供たちがいる校舎であるということも考えまして、より安全面を考えたということでひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時12分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時13分）

○議長（加納国孝君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 松尾議員の再々質疑の中で、今回の工事についてはどのようなやり方をするのかということでございます。

これにつきましては、予算を通していただければ、入札という形でやりたいと思います。

また、これにつきましては設計を専門の業者にお願いして、設計をするつもりでござ

います。

そして、先ほど言いました電気容量のオーバーという部分につきましては、50キロワット以上の施設につきましては、電気管理技術者を置かなければならないということで、下神野小学校にも1人お願いしております。その方とも相談した中で、通常設備している機器が一斉に全部使用した場合の電気容量という形になっておりますので、先ほど町長が説明されたように、今使っている機器については使用ができないというわけではなくて使えるんですけども、ただ、そういう計算上では、設備している機器が一斉に使用したときにはどれだけの容量が必要だということの中で計算され、トランスが75キロワットという中で、先般説明させていただいたように、動力部分では90ワットを超えると、それでオーバーしますよと。

ただ、通常全てが90キロワットで動いているというわけではないんですけど、ただ、保安上、電気管理者に相談したら、そんだけの容量があるのであれば、大きくせなあかんという、そういうような結果でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

8番、伊都堅仁君。

（8番 伊都堅仁君 登壇）

○8番（伊都堅仁君） 総務費、1項、一般管理費の13節、委託料、252万円のことでございますけども、裁判費用を原告に請求したりということはできないというふうに伺っておりますけども、この裁判、当初は原告、官製談合やという言い方してました。寺本町長が、県から談合を連れてきたんやと。裁判になった途端に、談合に変わってしまった。根拠が全く見えない、裁判するための根拠のために、根拠を変えたんやというふうな、私にはそうしか思えないんですけども、こんなような場合でも町がこれ全部負担せないかんのか。何か、とりあえず別の方法が、対抗する処置というのはないのかというところをもう一遍確認したいということでございます。

以上です。

（8番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 伊都議員御質疑の、この弁護士費用の件でございます。

まず、判決文では、訴訟費用は原告の負担とすると、こういうふうになっておるんで

すが、議員おっしゃるとおり、弁護士費用については、この判決文に、訴訟費用には弁護士費用は含まれないと、こういうことで、公共団体としては原告に対して弁護士費用を請求することができないというのが、まずございます。

今、議員おっしゃられた、そういう私的なことであるとか、いろいろ実際の住民訴訟でないような目的でもって訴訟すると、こうなると、そういう住民訴訟が大変違うような形にはなってこようかとは思いますが。

しかしながら、実際、住民訴訟においてこういう裁判を行いますと、なかなかそういう目的がどうであったというのは、なかなか確定、こちらも証明することが非常に難しいというのも、また裁判の現状でございます。

そういうことで、なかなかそういう恣意的なことで裁判が提起されたという証明が難しいということもございますので、なかなか弁護士費用の請求というのは難しいというのが現在の考えでございます。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長（加納国孝君） 8 番、伊都堅仁君。

8 番（伊都堅仁君） 話としてはよくわかるんですけども、町のほうも財政が厳しくて、職員も鉛筆 1 本、紙 1 枚まで節約して頑張ってるということを聞きます。その中で今回 2 5 2 万円、その前が 1 2 6 万円ですか、3 7 0 万円以上の出資をせないかんという。何も別に町には理由がないのに、それだけの支出が必要になる。職員を 1 人つけないかんというような状態ですわね。それが裁判費用として請求できないのであれば、損害賠償なりそういう方法ができないのか、それも確認したいです。

以上です。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃられることは、重々わかっております。

ただ、この住民訴訟代位請求事件の制度、この制度の趣旨にございますように、誰もがそうしたことに對して訴訟しやすいような、そうした制度になっております。そうした趣旨からしますと、全国的に弁護士費用を請求するということは、ほとんどありません。

また、その経費についても、住民訴訟を提起することができるという権利を阻害する

ということにも、損害賠償をすることによって、そういうことに対する趣旨を阻害する
というようなことにもなりかねますんで、そうした今までも実際、損害賠償請求をした
例もございます。しかしながら、判例によりますと、損害賠償請求訴訟を行っても負け
る確率が高いというふうな結果が出ております。

したがいまして、現時点におきましては、町といたしましては、町職員を張りつけた
り、これの人件費、そしてまた弁護士費用と、これは税の収入をもってこれを対応させ
ていただいておりますが、そうした住民訴訟の趣旨、そしてまた損害賠償を行っても勝
つ確率が低いと。

また、そしてそれをするによって、弁護士費用が要ってくるというふうなことが
ありますので、最終的には原告に対する請求を、町といたしましては行わないというこ
とで私は考えております。ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

1 番、七良裕光君。

（1 番 七良裕 光君 登壇）

○1 番（七良裕 光君） 1 点、確認の意味でお願いしたいと思います。

63 ページの9 款、教育費、2 項、小学校費の1 目、学校管理費の先ほどの高圧低圧
電気設備改修工事の答弁の中で、専門家に設計を依頼するような発言があったんですが、
依頼するには委託料の項目がないように思いますが、当初予算で設置している委託料で
賄えるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

（1 番 七良裕 光君 降壇）

○議長（加納国孝君） 総務学事課長、中尾君。

（総務学事課長 中尾隆司君 登壇）

○総務学事課長（中尾隆司君） 七良裕議員の御質疑でございます。

委託料につきましては、改めてここで補正をせずに、現在ある委託料の中で設計委託
分をお願いするつもりでございますので、御理解いただきたいと思います。

（総務学事課長 中尾隆司君 降壇）

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

13 番、美濃良和君。

(1 3 番 美濃良和君 登壇)

○ 1 3 番 (美濃良和君) 若干お伺いしたいと思います。

一つは、59ページの企画費の中の土地購入費、いろいろとお聞かせもいただいているんですけども、確認しておきたいと思います。この土地購入費の単価、それから、その単価の設定はどのようにされたのかお伺いしたいと思います。

それから、60ページの障害者福祉費の中の負担金補助の重度身体障害者改修補助金、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、65ページの公債費です。元金3億2,831万2,000円。繰り上げ償還をされるということでございますけれども、繰り上げ償還をする理由についてお伺いしたいと思います。

それからもう一点、先ほどから伊都議員も質疑されておりました、59ページの総務管理費の一般管理費の訴訟委託料ですけども、制度的なことについては、これは残していかなければ当然なんですけれども、この裁判によって適切な入札ができるようになったので、落札率が下がったと、このようなお話もされているようでありますけれども、それによってそのような適切な入札になったのかどうか。その辺のところについて、見解をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(1 3 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長 (増谷守哉君) それでは、59ページの2款、1項、5目の公有財産購入費の土地購入費1,442万3,000円、これは土地の購入なんですけど、この単価はどのように決めたのかということでございます。

この土地は現在、紀美野町土地開発公社が所有する土地でございます。その土地を町が買い取り、事業へ利用していきたいということで購入をするものでございます。なお、この単価につきましては、売り手側である土地開発公社のほうで土地鑑定を行いまして、単価が確定されまして、それに基づく土地価格となっております。

以上です。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 60ページの障害福祉費の負担金補助及び交付金中の重度身体障害者住宅改修補助金の40万円の補正でございます。

これにつきまして、当初、40万円置いていたものでございますが、本年度40万円を超える補助が見込まれますので、補正することといたしました。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 65ページの公債費の繰り上げ償還の理由でございます。利率が非常に高率な縁故債の繰り上げ償還を行うと、こういうことでございます。来年以降、1,800万円余りの利子が要なくなると、こういう計算をしております。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(加納国孝君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 59ページの委託料の関係ですが、これによってよりよく、適正に入札されるようになったということでございますが、もともと適正に入札はされていまして。その当時の入札は、予定価格を事前に公表はされておりましたが、平成18年度からは予定価格を事前に公表されているため、業者にとってはよりよい見積もりによって入札をされていることと思っております。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(加納国孝君) 13番、美濃良和君。

○13番(美濃良和君) 一つは59ページ、今、課長のほうから、入札については以前から適正なものであったと。これが、予定価格を公表することによって、落札率も下がってきたということになっているということなんですよ。

この裁判自体は、非常に見た場合に、さっきの伊都議員も言われておりましたが、非常に政治的な意味合いの強いものであったように感じられます。これは、大体多くの方々も感じられておるんじゃないかと。だから、それが裁判結果にも反映したのではな

いかというふうに、私は見てるんですよ。

それで、落札率等が下がったということであるということは、一つには、そのように予定価格の公表というのもあったと。それと、今、仕事自体非常に厳しいものになってきていると。投資的な経費、予算が組めないような状況の中で、そうなっているという。それで、業者間の中においても、非常に厳しい企業努力を求められていると。それがあるのではないかというふうに思うんです。私は、そのように考えるんですけど、それは間違いでしょうか。もう一度伺いしたいと思います。

それから、65ページの繰り上げ償還ですね。こういうことで縁故債を繰り上げ償還するんだということで、来年度から利息も1,000万円余り減ってくるということなんでしょうね。

それともう一つ、いろいろとこの間に、厳しくなっています。連結がどうのとかいろいろな形で。そういうようなところの部分が、この中で見込まれて、こういうふうなことになってきているのかどうか、その辺についても伺いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 美濃議員の再質疑にお答えします。

予定価格を事前に公表しているから、最近、落札率が下がったと、それだけの理由ではないと思います。業者にすれば、事前に予定価格を公表していただけるということは、自分たちの見積もりについてもよりよい見積もりができています。

それによるものと、それから、先ほど言われましたが、最近の業者も仕事の関係だとかかなり厳しい時代の流れとなっていますので、業者も仕事に関して、非常に努力はされていると思います。それによって、落札率も、競争率も激しくなっているために、多少のことは下がっていると私は思っています。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 公債費の繰り上げ償還を公会計制度というんですか、全体の債務の関係で明らかにするような制度になっておるんですが、それによって繰り上げ償還するということは、直接そういうことではないんですが、繰り上げ償還することによって全体の債務の状況がよくなる、こういうことは当然、率等が出てくるものではございます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 入札関係については、課長の言われるとおりでというふうに思います。

そういうことで、単に裁判があったから落札率が下がったと、適切な入札になったということは考えられないと、そういうような結果になってくるんですよね。

それで、その辺は置かせてもらいます。

それで、繰り上げ償還のところですけども、このように繰り上げ償還を行っていった場合に、当然、他の予算に回す部分が減ってきていることもたしかなので、それに対して町民の皆さん方から、それに対する御批判の声もあるかと思いますが、その辺が、一つには今、課長の言われたような部分があると。

それから、制度的にもう一点お聞きしておきますけども、公債費を起債部分、減らしていかなければならんという部分もあるんじゃないかというふうに思いますが、もう一度確認したいと思います。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の再々質疑で、いつものことですが、サービスの関係と、それからまた、この財政健全化のバランスの問題であろうかと思います。いつも申し上げておりますけれども、そういうサービスをできるだけ低下を招かないように、あるいはまた、有利な起債を使って交付税の算入もあるような、そういう起債を使って事業をずっと推進していくと、こういうことでバランスも考えながらやっていくという方針は従来どおりでありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第94号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時39分)

再 開

○議長(加納国孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時55分)

◎日程第19 議案第95号 平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長(加納国孝君) 日程第19、議案第95号、平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) まず、歳入からです。

10款、繰入金は、72ページ。財政調整基金繰入金、4,034万8,000円の計上です。繰り入れ後の財政調整基金残高は、どうなるのかお伺いします。

続いて歳出、2款、保険給付費、73ページから74ページにかけて保険給付費がずっと計上されています。保険給付費の補正総額は3,966万2,000円です。補正後の給食費予算総額は10億5,283万円となります。1年前の昨年12月議会での保険給付費補正の総額は、2,200万円でした。補正後の給付費予算総額が10億4,169万円で、結局、平成23年度の給付費総額は、10億4,610万2,420円ということでおさめたんですが、いわゆる平成24年度の給付費の傾向というの、やっぱり高どまりの傾向なのか。もう既に予算総額が昨年の給付費を上回っていますので、その点どうなのか教えてください。

それから、74ページ、9款の諸支出金ですが、2項、繰出金、1目、繰出金で、28節、繰出金で、野上厚生病院への繰出金が481万9,000円の計上です。財政調整交付金を利用したのトンネル状態で繰り出すんですが、この医療機器等という説明だったんですけど、もうちょっと詳しい説明、どういう用途に使うのかお伺いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 田代議員の御質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、議案書の72ページでございます。

歳入、10款、繰入金、1項、繰入金、2目、財政調整繰入金でございますが、残高についてのお尋ねであったかと思えます。残高につきましては、本補正が通った時点におきましては、1,438万7,000円の残高となります。

次に、73ページから74ページにわたりまして、保険給付費の補正をお願いしておるところでございますが、これも保険給付費につきましてはの動向のお尋ねであったかと思えます。

2款、保険給付費、1項、一般被保険者療養給付費、1目、療養給付費につきましては、平成23年度の決算額でございますけれども、8億3,534万8,770円でございますので、この補正によります総額を比べますと、約2,334万8,000円減額となっております。

また、その下、2目の療養費でございますが、これにつきましては、23年度決算額が1,696万9,343円ということでございましたので、約337万円ぐらいの増額になります。

それから、その下ですが、2款、保険給付費の退職被保険者の療養諸費でございますが、これにつきましても、23年決算額につきましては、6,459万6,690円ということでございますので、約1,000万円ぐらいの増額となります。

高額療養費につきましても、保険給付費で1,189万2,000円ほどの、23年度と比べれば増額となります。

さきの一般質問でも保険給付費につきまして触れさせていただきましたけれども、議員御指摘のとおり、高どまりの状況であるということでございます。

保険給付費につきましては、平成18年、19年、ずっと20年まで右肩上がりの状

況で増加しておりましたけれども、21、22、23年度につきましては、若干の減額はございますけれども、議員おっしゃるように高どまりの状況であります。

保険給付費につきましては、今後どのような形になるかというのは、大変推計しづらいわけでありまして、全体的な大きな流れといたしましては、議員おっしゃるように、高どまりの状態がしばらく続くのではないかと考えてございます。

この要因につきましては、さきの一般質問でもお答えをいたしましたけれども、一番大きい要因といたしましては、医療の高度化、また、新薬等の影響ではないかと考えておるところでございます。

続きまして、諸支出金でございます。これにつきましては、歳入の財政調整交付金、72ページでありますけれども、この481万9,000円、国から入ってくるものをそのままトンネルとして野上厚生病院に支払うものでございます。詳しくは、予算の説明でも申し上げましたように、厚生病院に対する医療機器の分が82万9,500円、これは3分の1の補助がございまして、機器の値段に3分の1を掛けまして、82万9,500円でございます。

もう一つは、保育施設の補助がございまして、これも3分の1補助なんでございますけれども、限度額1,197万円の3分の1ということで、399万円の合計合わせまして481万9,000円となっておりますのでございます。

また、医療機器につきましては、名前が免疫発光測定装置という名前でございます、36項目の試薬添加が可能になるため、臨床検査が2倍効率化できる装置であると聞いてございます。

どういうものに使うのかということでございますが、私も詳しいことはちょっとわかりませんが、がん関連の検査とかウイルス肝炎関連検査、感染症関連検査、甲状腺関連検査、ホルモン関連検査、心疾患関連検査等に使われる機器であると聞いてございます。

以上でございます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 被保険者数の傾向については、まだ尋ねませんが、多分、減っていく傾向にあるんだろうと思います。被保険者数が減っているのに給付費がふえるという、逆の反比例傾向にありますので、一般質問でも申し上げさせてもらったんで

すが、疾病予防というものへのやっぱり本格的な取り組みというのが必要だと思いますので、その点についての考えをお伺いします。

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 田代議員の再御質疑に対しましてお答えを申し上げます。

議員おっしゃるように、国民健康保険の被保険者数につきましては、これは退職被保険者と一般被保険者がございまして、一般被保険者の被保険者数でございますけれども、平成２０年度から平成２４年７月末までのものを比べますと、３０８名減少してございます。

ただ、平成２２年から２３年度につきましては、８１名の減。それから、２３年の平均の被保険者が２，９３０名でございました。平成２４年７月末では２，９７１名ということで、ふえてはおるんですけども、全体の流れからいたしますと、先ほど申し上げましたように、平成２０年度から比べますと約３００名の被保険者の減となっておりますところでございます。

それから、疾病予防、被保険者数が減っているのに医療費が横ばいであるということでございます。そのとおりでございまして、その理由につきましては、先ほど私が申し上げましたような理由があると考えております。

これは、さきの議員からの一般質問でもお答えを申し上げましたけれども、国保会計におきましての大きなウエートを保険給付費が占めているということでございます。具体的には６０％以上がこの保険給付費になっておるわけで、疾病予防していかなければならんという観点につきましては、議員がおっしゃるとおりでございます。

これにつきましても、さきの一般質問でも触れさせていただきましたけれども、やっぱり特定健診等、ほかの健診の受診率を向上させていかなければならないという観点に立ってございます。そのために、本年度におきましては、特定健診の未受診者に対しまして、その対策事業を行っているところでございます。

今後につきましても、医療費をできるだけ抑えていけますよう、この疾病予防ということに力を注いでまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

１３番、美濃良和君。

（１３番 美濃良和君 登壇）

○ 13 番（美濃良和君） 1 点お伺いしたいと思います。

73 ページの一番上の一般管理費です、総務費の中の。説明で電算共同処理委託料がレセプト点検が業務化されたと、そういうふうな説明であったかと思うんですけども、それはどういう意味ですか。

また、次のページの委託料でレセプト点検委託料というのがあるわけでございますけれども、その辺のところで、この業務化されたという意味、御説明を願いたいと思います。

（13 番 美濃良和君 降壇）

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

（住民課長 牛居秀行君 登壇）

○住民課長（牛居秀行君） 美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、73 ページでございます。

一般管理費の中の電算共同処理委託料でございます。これにつきましては、28 万 1,000 円の増額補正をお願いしておりますところでございます。これにつきましては、予算の説明でも申し上げましたように、レセプトが今まで画像処理されていなかったんですけども、デジタルデータで送られてくるように、平成 23 年 10 月からなっております。昨年の 10 月からそういうふうな形になってございます。この費用を国保連合会のほうにお支払いするわけでありまして、平成 24 年度当初予算におきましては、この費用を、73 ページの下にございます審査支払手数料というところに含んでおったわけでありまして。国保連合会からの請求方法が、この 24 年度からちょっと変わりましたので、支出としてはレセプトの画像化分をお支払いするのは、この電算共同処理委託料から支払わなければならないという状況になりましたので、当初でこの 73 ページ、2 款の保険給付費の支払審査手数料の中へ含めていたものを、こちらのほうに 28 万 1,000 円回したということで、この審査支払手数料につきましては、51 万 5,000 円の減額となっております。

それともう一つは、74 ページ、8 款、保険事業費の疾病予防の中の委託料、これも 37 万 5,000 円増額をしておりますけれども、これも先ほど申しましたように、レセプトの点検委託料につきましても、当初予算では審査支払手数料というところで計上を行っておりました。

ただ、国保連合会からの請求が疾病予防費というふうな形で請求されることになりま

したので、こちらのほうにも審査支払手数料から振り込ませていただいたということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第 9 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第 9 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 5 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 0 議案第 9 6 号 平成 2 4 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（加納国孝君） 日程第 2 0 は、議案第 9 6 号、平成 2 4 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第 9 6 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第 9 6 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 6 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 9 7 号 平成 2 4 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）について

○議長（加納国孝君） 日程第 2 1、議案第 9 7 号、平成 2 4 年度紀美野町後期高
齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第 9 7 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第 9 7 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 7 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 9 8 号 平成 2 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第
2 号）について

○議長（加納国孝君） 日程第 2 2、議案第 9 8 号、平成 2 4 年度紀美野町介護保
険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

（3 番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） まず、96ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括ということで、最終の分です。

2款の保険給付で補正後の保険給付費予算総額は、14億9,333万5,000円です。平成23年度決算の保険給付費総額は、14億7,219万2,439円でした。こちらでも国保のように、これは高どまりではなく、若干ふえる傾向にあります。介護予防の取り組みを一生懸命しているはずなのに給付費がふえるという。これもやっぱり、介護予防の本格的な取り組みが必要かと思いますが、その辺のことについての考えをお伺いします。

それから、101ページ、明細の歳出です。

歳出、2款、保険給付費、6項、特定入所介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス等費で、19節、負担金補助及び交付金で、特定入所者介護サービス費621万2,000円の補正ですが、補正理由についての説明をもう一度お願いします。

それから、同じ101ページで、3款、地域支援事業費で、1項、介護予防事業費、1目、2次予防事業費で13節、委託料、介護予防等事業委託料が21万6,000円の減額補正、生活機能評価委託料が36万3,000円の減額補正です。この二つの事業で57万9,000円の減額の理由についてお伺いします。

以上です。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

ページ96の保険給付費につきまして、昨年度の決算に比べて伸びているということで、これをどう考えているのかということでございますが、今回24年度の当初につきましては、昨年制定いたしました事業計画に基づいて予算を組んでいたものでございます。その際には、被保険者の減、及び介護予防事業等の推進によって認定者数が減少するというふうに推定をいたしておりました。

ところが、実際行ってきますと、逆に認定者数が増加することになっています。これは、被保険者数の増加にも伴うものでございまして、若干認定者数が増加しまして、それによりまして給付費の見込みも昨年度の決算に比べて伸びているという状況でございます。

予防事業の取り組みにつきましては、昨年度来、集中して行っておりまして、本年度におきましても、24年6月ぐらいから2次予防対象者とかひきこもり、認知、うつの子供と申しますか、そういう方々につきまして行いまして、約360人の方に出席していただきました。

来週以降に、17日の月曜日からまた始めるんですが、それにつきましても18の会場で768人を対象としてまして、出席予定のところは今のところ160の方が出席してくれる予定となっています。それも18会場で12月から来年の1月にかけて行うこととしています。

さらに、認知症の予防教室等も動木の集会所で行いまして、あと疾病予防体操ということで、ロコモティブシンドロームの対策としての研修、予防講座等も行っています。

予防につきましては、1回、2回で直ちに効果が出るものとは考えていません。息の長い活動を続けて、広報等も通じて介護予防の認識を高めていただいて、健康寿命を延伸してもらうというようなことを総合的に進めてまいりたいと考えています。

続きまして、101ページの2次予防事業費の委託料の減額についてでございます。

まず、介護予防事業の委託料につきましては、先ほど申しましたロコモティブシンドロームの教室等を開催いたしまして、介護予防事業委託料というのは事業所に委託して行うということで置いているものでございますが、半年経過して、こちらの実績がゼロということになりましたので、半額を減額させていただきました。

もう一つ、生活機能評価委託料につきましては、以前、特定高齢者の認定に医師の生活機能評価というのを必要としておりましたが、現在のところそれは条件として外れていまして、これにかかる費用というのがほとんどなくなっている状況でございますので、減額させていただくことといたしました。

特定入所者というのは、ショートステイとか入所で非課税とか所得額などの課税状況によって食費とか部屋代とかが軽減されるものでございます。増額した理由につきましては、対象者がふえているということになると思います。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 特定入所者介護サービス費がふえているということは、対象者がふえているからということですが、ということは、いわゆる被保険者の中で低所

得者の方がふえているということでしょうか。その辺確認させてください。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 特定入所者の方への歳出というか、支出額はふえています。その理由といたしまして、非課税等の方がふえているということになると思います。それは、必ずしも家族全体で見て低所得とかいうことではないかも知れませんが、特養とかに入りましたら、住民票とかも移しますので、結果的にその人個人の所得で判定されるということになってきまして、その結果、今まで家族で見たら非課税ではなかったものが、施設へ入ったら一人一人個人でみるということになって、非課税世帯になるということもあると思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第98号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第99号 平成24年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（加納国孝君） 日程第23、議案第99号、平成24年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、七良裕光君。

(1 番 七良浴 光君 登壇)

○1 番 (七良浴 光君) 1 1 2 ページの予備費でお伺いしたいと思います。

予算説明のときに、河北地域の流量計の設置のためということであったかと思います。私の聞き間違いかも知れませんが、そういう説明があったと思いますが、地方債の借り入れや一般会計からの繰り入れをして、予備費を増額した理由についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(1 番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 水道課長、温井君。

(水道課長 温井秀行君 登壇)

○水道課長 (温井秀行君) 七良浴議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

1 1 2 ページでございます。

予備費の増額という御指摘でございます。前回、御説明を申し上げた事業の内容は、9 月定例議会で御承認をいただきました河北地区の野上簡易水道に 3 カ所漏水をキャッチする配水流量計を設置し、テレメーターでキャッチするという工事の内容でございました。今般、予算の件につきまして、歳入で 1 1 1 ページにお示しをさせていただいております一般会計の繰入金 5 7 0 万円、そして、町債で簡易水道債で 5 7 0 万円、計 1, 1 4 0 万円を借り入れて一般会計に繰り入れを行って事業を行うものでございます。

歳出におきましては、1 1 2 ページでございますが、一部職員の共済費等のアップに伴う補正増額をさせていただいております。

そして、予備費といたしまして、その内容をクリアするために 1, 1 3 2 万 1, 0 0 0 円の予備費を計上させていただくものでございます。

水道業務におきましては、かなり漏水地区があるように思いますので、また、有収率も横ばいでございます。漏水調査を行い、漏水箇所をキャッチし、修理を行うための今年度 9 月と、そして今般予算の計上をさせていただくものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 1 番、七良浴光君。

○1 番 (七良浴 光君) 財源内訳のほうは、理解はできました。

ただ、私が最後ちょっと御質疑させていただいたときに、質疑の仕方がまずかったの

かどうかわかりませんが、予備費に一般会計からの繰り入れをしてまで、こういう大きな金額で予備費を備えないかんということについての理由をお願いしたわけですので、端的に言いますと、平成24年度の第2回、9月議会においての1,150万円の工事請負費、釜滝減圧水槽流量計設置工事、また、国木原減圧水槽流量計設置工事、柴目減圧水槽流量計設置工事以外に何か工事が見込まれているのかということをお聞かせいただこうと思ったんですけども、そこらの点についてもう少し詳細にお願いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 水道課長、温井君。

○水道課長（温井秀行君） 七良浴議員の2回目の御質疑にお答えをさせていただきます。私も説明不足だったのかもわかりません。おわび申し上げます。

今の御指摘の9月議会の工事の内容、おっしゃられたとおり釜滝、国木原、柴目地区の減圧槽付近の配水流量計設置工事でございますので、それ以外の工事の内容は、今般の予算の中には入ってございませんので、再度御理解をいただきたいと存じます。

○議長（加納国孝君） 1番、七良裕光君。

○1番（七良裕光君） それであれば、わざわざ一般会計からの繰り入れまでして、予備費を増額ということについて、ちょっと理解がしかねますが、その点について再度御答弁願います。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上章君） 七良裕議員のこの一般会計の繰り入れの疑義でございますけれども、以前は簡易水道事業で過疎債を借りれることができたんですが、制度が変わりまして、一般で借り入れて、繰り出して充当すると、こういうシステムに変わっております。そういう関係で、非常にちょっとわかりにくいんですが、9月の流量計の工事の財源といたしまして、簡易水道債と過疎債を財源に充てて、この570万円につきましては、一般会計で借り受けて、それを簡水のほうに繰り出していると、こういう財源のかわりということで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時35分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11 時 36 分）

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第 99 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 24 発委第 1 号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

◎日程第 25 発委第 2 号 紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（加納国孝君） 日程第 24、発委第 1 号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、及び日程第 25、発委第 2 号、紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について、一括議題とします。

提出者、議会運営委員長、仲尾元雄君、説明を願います。

（議会運営委員長 仲尾元雄君 登壇）

○9 番（仲尾元雄君） それでは、発委第 1 号及び発委第 2 号を一括して提出理由の説明を行います。

発委第 1 号

平成 24 年 12 月 14 日

紀美野町議会議長 加納 国孝 様

提出者 紀美野町議会運営委員会

委員長 仲 尾 元 雄

紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条の 2 第 5 項及び会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

発委第 2 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日

紀美野町議会議長 加納 国孝 様

提出者 紀美野町議会運営委員会
委員長 仲 尾 元 雄

紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条の 2 第 5 項及び会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

改正点については、お手元に配付しております新旧対照表のとおりでございます。

地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）が施行されることに伴い、関係条例及び規則を改正するものであります。

以上であります。

（議会運営委員長 仲尾元雄君 降壇）

○議長（加納国孝君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから発委第 1 号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから発委第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第１号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決されました。

これから、発委第２号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから発委第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第２号、紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則については、
原案のとおり可決されました。

◎日程第２６ 議員派遣の件について

○議長（加納国孝君） 日程第２６、議員派遣について議題とします。

お諮りします。

本件については会議規則第１２１条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第２７ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第２８ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第２９ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（加納国孝君） 日程第２７、日程第２８及び日程第２９、委員会の閉会中
の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、
お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の
申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（加納国孝君） これで本日の会議を閉じます。

平成２４年第４回紀美野町議会定例会を閉会いたします。

（午前１１時４４分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年12月14日

議 長 加 納 国 孝

議 員 田 代 哲 郎

議 員 小 椋 孝 一